

## 新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 多数国間条約</p> <p>2-12 外交関係に関するウィーン条約（昭和39年条約第14号）  この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、この条約の加盟国の外交使節団の構成員（役務職員及び個人的使用人を除く。）並びにその家族の構成員で世帯に属するものの輸入する物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(8) （省略）</p> <p>(9) 定率法第16条の規定の適用に当たっては、<u>関税法基本通達67-4-8、76-4-6</u>及び定率法基本通達16-1から16-4までの規定に留意する。</p> <p>(10) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 多数国間条約</p> <p>2-12 外交関係に関するウィーン条約（昭和39年条約第14号）  この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、この条約の加盟国の外交使節団の構成員（役務職員及び個人的使用人を除く。）並びにその家族の構成員で世帯に属するものの輸入する物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(8) （同左）</p> <p>(9) 定率法第16条の規定の適用に当たっては、<u>関税法基本通達67-4-5、76-4-3</u>及び定率法基本通達16-1から16-4までの規定に留意する。</p> <p>(10) （同左）</p>